引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化(社会保障施策に要する経費への充当)することとされています。

下記のとおり地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、平成28年度太良町 一般会計予算において社会保障施策へ充当しています。

(歳入) 地方消費税交付金 143,558 千円うち社会保障財源分 65,927 千円

(歳出) 210,973 千円

(単位:千円)

	業名	経費	財			源	
事			特定財源			一般財源	
			国 県 支出金	地方債	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	子どもの医療費助成	21, 529	5, 540	0	52	15, 937	5, 000
社会福祉	杵藤広域圏 組合負担金 (介護保険費)	177, 675	0	0	0	177, 675	57, 927
保健衛生	各種健(検) 診委託料	11, 769	357	0	179	11, 233	3, 000
合	計	210, 973	5, 897	0	231	204, 845	65, 927